

令和6年度千曲市「第3弾 ちくま生活応援券」取扱店募集要項

1. 趣旨

千曲市が発行・交付する「第3弾ちくま生活応援券」は対価の弁済手段として使用される物品の購入又は役務の提供を行うもので、この「第3弾ちくま生活応援券」を取扱い、換金を申し出ることができる事業者（取扱店）を募集します。

2. 取扱店の募集受付期間

- ・令和6年5月9日（木）～同年6月 5日（水） 【1次募集期限】
- ・令和6年6月6日（木）～同年8月30日（金） 【最終募集期限】

なお、上記1次募集期限までに提出があった取扱店のみ市内各世帯宛に送付する応援券使用案内チラシに掲載する。

3. 応援券の使用期間

令和6年8月1日（木）～令和6年9月30日（月） ※61日間

4. 応援券で支払いできないもの、またはサービスの提供が受けられないもの

- ・不動産、資産価値を上げるような大規模リフォーム、家賃地代
- ・金融商品、出資、債務の支払い
- ・商品券、プリペイドカードなどの金券、金銀等の貴金属（宝飾品は除く）等、換金性の高いもの
- ・電子マネーの購入（チャージ）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する業務（性風俗関連特殊営業）のうちにおいて提供されるサービス等
- ・事業に関わる仕入れ等の支払い
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課（公営ギャンブルを含む）
- ・その他、本事業の趣旨にそぐわないと千曲市が判断するもの

5. 取扱店の登録資格

千曲市内の店舗、事業所等で事業を営む事業者

但し、以下の場合を除きます。

- ・本要項の4で定める商品、サービス等のみを取扱う事業者
- ・千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）第6条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合
- ・特定の宗教・政治団体に関わる場合や、業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・その他、本事業の趣旨に合致しないと千曲市が判断した場合

6. 取扱店の登録方法

同封の「第3弾ちくま生活応援券 取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、郵送で市が委託した事業者が設置する「第3弾ちくま生活応援券運営事務局」へ提出してください。

なお、申請書の提出後、現に事業を行っている事を証明するに足りる書類（法人の場合は決算書、個人の場合は確定申告書および決算書（収支内訳書）など。）の提出を求められる場合があることに留意してください。

千曲市は、提出された申請書を審査し、承認した取扱店へは後日「取扱店登録証明書」を発行し、取扱店用資材（ポスター、取扱店マニュアル等）等と併せて郵送します。

7. 使用済み応援券の換金

- ・換金請求期間 令和6年9月1日（日）～令和6年10月31日（木）の月・水・金曜日
8月中に換金を希望する場合には第3弾ちくま生活応援券運営事務局へご相談ください。
※上記期限を過ぎての換金には一切応じられません。
- ・換金請求場所 千曲市役所1F売店（Yショップ）内の換金請求窓口
- ・換金方法 換金窓口において特定事業者登録証明書を提示し、使用済み応援券に換金請求書を添えて提出する。
後日、請求書に指定した金融機関に市から直接振り込みを行う。

8. 取扱店の責務

取扱店は、以下の項目を遵守しなければならない。

市は、これらの責務に反する行為が認められた場合には、換金の停止、登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

- ・応援券の取扱店であることが分かるように、見やすい場所に事務局が交付するポスターの掲示を行うこと
- ・取引において、応援券の受け取りを拒んではならないこと
ただし、偽造が疑われる応援券及び不正に使用されていることが疑われる応援券は受取を拒否するとともに、当該事実を速やかに市に通報すること
※通常の注意を持ってすれば偽造されたものと分かる応援券については換金に応じられません。
- ・応援券を現金に換金しないこと
- ・応援券の額面に満たない場合でもつり銭は支払わないこと
- ・応援券による支払を受けた際は、再流通を防止するため券裏面に事業者名又は氏名等の記載を行うこと
- ・応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと
- ・利用者から受け取った応援券は取扱店の責任において厳正に管理すること
※盗難、紛失、滅失等について市は一切の責任を負いません。
- ・市と適切な連携体制を構築すること

- ・販売、換金等の事務的な手続きについては、後日配付されるマニュアルに従って行うこと

9. 特定事業者の周知方法

- ・1次申込までに申込んだ取扱店は、市民への応援券送付時に同封されるチラシに掲載する。
- ・市のホームページに掲載し、随時更新する。

10. 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。また、使用済み応援券の換金にかかる手数料も無料とする。

11. 届出事項の変更

取扱店は、登録事項に変更があったときは速やかに運営事務局に届け出るものとする。

以上